

一般社団法人日本整形外科超音波学会 理事会運営規則

第1条(目的)

この規則は、一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）定款第44条に基づき、理事会の議事の方法を定めることを目的とする。

第2条(構成)

理事会は、全ての理事で構成し、業務執行に関する重要事項を決定し、理事の職務の執行を監督する。

監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第3条(役員以外の出席)

理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

第4条(欠席)

理事及び監事が理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集者に通知しなければならない。

第5条(特別の利害関係のある場合の議長)

議長である理事が特別の利害関係を有する場合、その議題の審議については他の理事が議長を務めるものとする。

第6条(特別の利害関係にある理事の議決権)

特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

第7条(議事録の備置)

理事会の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第8条(規則の変更)

この規則は理事会の決議により変更できる。

附則

この規則は、令和6年7月16日から施行する。